

平成 23 年版 宅建合格情報

◆目 次◆

法改正のポイント	2
1 法令上の制限 —— 2	
土壌汚染対策法／農地法／歴史まちづくり法	
2 宅地建物取引業法 —— 4	
法改正と取引の実務（住宅瑕疵担保履行法／歴史まちづくり法）	
3 その他の分野 —— 5	
過去3年間の税制改正	
不動産関連統計の最新データ	12

法改正のポイント

宅建試験は、その年の4月1日現在で施行されている法令をもとに出題されます。例年4月1日に施行される税制改正をはじめとして、それまでに施行された法令については、その改正内容をおさえておく必要があります。

また、すでに公布されている法令でも、4月2日以降に施行されるものは、その年の試験には出題されないことになっていますが、近い将来、改正法の施行が決まっているものについて、改正されることがわかっている旧法の規定がわざわざ出題される可能性は低いでしょうから、そのことも頭に入れておくとい良いでしょう。

1 法令上の制限

◆土壌汚染対策法（平成22年4月1日施行）

旧法では、土壌汚染が存在する土地を「指定区域」として指定していたが、改正法では、土壌汚染土地の区域に関して、汚染による健康被害が生ずるおそれの有無に応じ、対策の措置が必要な「要措置区域」と、土地の形質の変更時のみ対応が必要な「形質変更時要届出区域」に分類して指定することとされた。

①要措置区域（6条）

汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（7条）

土地の形質変更の原則禁止（9条）

②形質変更時要届出区域（11条）

汚染の除去等の措置が不要な区域

→区域内で土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに都道府県知事に届出が必要(12条)

◆農地法(平成21年12月15日施行)

(1) 目的等の見直し

目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等が明確化された(1条)。また、目的の見直しとあわせて、農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨が明確化された(1条の2)。

(2) 農地を利用する者の確保・拡大

貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくなる等貸借による利用の拡大が図られた(3条)。

(3) 農地転用規制の厳格化

国または都道府県の行う農地転用に法定協議制度が創設され、従来は許可不要とされていた病院、学校等の公共施設への転用についても、許可権者である都道府県知事等との協議制とするとともに、違反転用に對する罰則が強化(法人：300万円→1億円)された(4条、67条)。

◆歴史まちづくり法(平成20年11月4日施行)

歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)により、地域の歴史的風致の維持・向上のため整備をすべき用途の建築物等の整備に関し、都市計画における用途地域による用途制限等の緩和を認める新たな地区計画である「歴史的風致維持向上地区計画」制度が創設された(都市計画法12条の4第1項3号、13条1項16号)。歴史的風致維持向上地区計画は、市町村が国の認定を受けて定める。

市町村長は、地域の歴史的な建造物について、認定を受けた歴史的風致維持向上計画に定める重点区域内における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持および向上のためにその保全を図る必要が

あると認められるものを、「歴史的風致形成建造物」として指定することができる。歴史的風致形成建築物を増築・改築・移転・除却しようとする者は、工事に着手する日の30 日前までに市町村長に届け出る必要がある（歴史まちづくり法 15 条）。

2 宅地建物取引業法

1 住宅瑕疵担保履行法・宅建業法（平成 21 年 10 月 1 日全面施行）

住宅瑕疵担保履行法（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）の施行に伴い、平成 21 年 10 月 1 日以降に、住宅の品質確保等に関する法律に定める新築住宅（建設工事の完了から 1 年以内で人が住んだことのないものをいう。賃貸住宅等も含まれる）を引き渡す場合、10 年間の瑕疵担保責任の履行を確保するため、保険加入または保証金の供託（資力確保措置）のいずれかの対応が義務づけられた。

保険とは、事業者が国土交通大臣の指定する保険法人との間で保険契約を締結するもので、住宅に瑕疵が判明し補修等を行った場合には、保険金が支払われる（保険に加入するには着工前の申込みが必要となる）。また、供託とは、毎年の基準日（3 月 31 日・9 月 30 日）において、過去 10 年間に引き渡した新築住宅の供給戸数に応じて算定される瑕疵担保保証金を、法務局等の供託所に預け置く制度で、瑕疵担保期間中は原則として保証金を取り戻すことはできない。

新築住宅を引き渡した宅建業者は、毎基準日から 3 週間以内に、保証金の供託または保険加入の状況について、免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事に届け出なければならない。

また、新築住宅を販売する宅建業者は、瑕疵担保責任の履行を確保するため、契約が成立するまでの間に、自らが講じる資力確保措置の内容を説明する（35 条 1 項 13 号、則 16 条の 4 の 2）とともに、37 条書面への記載が義務づけられた（37 条 1 項 11 号）。

資力確保措置	説明事項
保証金の供託の場合	保証金の供託の概要(供託している供託所、その所在地、共同分譲の場合の瑕疵負担割合)
保険加入の場合	加入している保険の概要(保険法人の名称、保険期間、保険金額、保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲)

さらに帳簿の記載事項・保存期間についても、新築住宅の売買の場合には、引渡し年月日・床面積・瑕疵担保負担割合(共同分譲の場合)・保険法人の名称(保険に加入している場合)が追加されたほか、10年間(従来5年間)の保存が義務付けられることとなった(則18条1項8号、3項)。

なお、住宅瑕疵担保履行法は、平成22年度試験から宅建業法施行規則8条7号に定める「宅地建物取引業法及び同法の関係法令」に該当する法令として、出題対象に含まれることとなった。

2 歴史まちづくり法・宅建業法施行令(平成20年11月4日施行)

歴史まちづくり法の施行に伴い、宅建業法施行令が改正された。これにより、宅建業者は、取引対象となる宅地が歴史的風致維持向上地区計画の区域内であった場合、また、取引対象となる建物が歴史的風致形成建造物に指定されていた場合には、重要事項説明時に、歴史まちづくり法に定める制限の内容について説明することが義務付けられた(令3条12号の5)。

3 その他の分野

1 平成23年度税制改正

平成23年度税制改正法案は、所得課税では給与所得控除や退職所得課税の見直しなど、資産課税では相続税の基礎控除の引き下げ・税率構造の見直しや相続時精算課税制度の拡充など、近年になく広範で多岐にわたる大改正が盛り込まれていました。例年、通常国会での審議を経て3

月 31 日までに公布され、4 月 1 日から施行されるのですが、今年は東日本大震災の発生等により国会の審議が先送りされることになりました。

一方、平成 23 年 3 月 31 日に期限が切れてしまうさまざまな特例措置が存在します。これらについては、いわゆる「つなぎ法案」が成立し、とりあえず期限を 3 か月（平成 23 年 6 月 30 日まで）延長されることになりました。このうち、宅建試験に関係のある改正は次のとおりです。

◆租税特別措置法

(1) 住宅用家屋にかかる登録免許税の軽減税率

一定の住宅用家屋については、所有権移転登記等について登録免許税の税率が軽減されていたが、この軽減措置の適用期限が 3 か月（平成 23 年 6 月 30 日まで）延長された（72 条の 2～74 条）。

登記の種類	税率（本則）	軽減税率
所有権保存登記（72 条の 2）	0.4%	0.15%
所有権移転登記（73 条）	2.0%	0.3%
抵当権設定登記（74 条）	0.4%	0.1%

(2) 不動産の譲渡等に関する印紙税の軽減措置

不動産の譲渡に関する契約書等に貼付する印紙については、その税額が軽減されていたが、この軽減措置の適用期限が 3 か月（平成 23 年 6 月 30 日まで）延長された（91 条）。

記載金額	税率（本則）	軽減税額
1,000 万円超 5,000 万円以下	20,000 円	15,000 円
5,000 万円超 1 億円以下	60,000 円	45,000 円
1 億円超 5 億円以下	100,000 円	80,000 円
5 億円超 10 億円以下	200,000 円	180,000 円

2 平成 22 年度税制改正

◆租税特別措置法

(1) 特定の居住用財産の買換え等の特例

特定の居住用財産の買換え（交換）の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡にかかる対価の額が 2 億円以下であることの要件を追加（平成 22 年 1 月 1 日以後の譲渡について適用）したうえ、その適用期限が平成 23 年 12 月 31 日まで 2 年延長された（36 条の 2 など）。

(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例等

次に掲げる特別措置の適用期限が平成 23 年 12 月 31 日まで 2 年延長された。

①居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除（41 条の 5）

②特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除（41 条の 5 の 2）

(3) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（70 条の 2）

①非課税限度額（改正前 500 万円）の引き上げ

- ・平成 22 年中に贈与を受けた場合 1,500 万円
- ・平成 23 年中に贈与を受けた場合 1,000 万円

②適用対象となる者が、贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定された。

③適用期限が平成 23 年 12 月 31 日まで 1 年延長された。

(4) 住宅取得等資金の贈与にかかる相続時精算課税制度の特例

特別控除（改正前 1,000 万円）の特例が廃止され、年齢要件の特例の適用期限が平成 23 年 12 月 31 日まで 2 年延長された（70 条の 3）。

（注）住宅取得等資金の贈与がない一般の財産だけの贈与の場合には、贈与者である親の年齢は 65 歳以上とされているが、住宅取得等資金の場合は、

贈与者が65歳未満でも相続時精算課税を選択することができる。

(5) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

適用期限が平成24年12月31日まで2年延長された(73条の2)。

◆地方税法

(1) 不動産取得税に関する宅地建物取引業者等の特例

不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を、住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長された(附則10条の2)。

(2) 新築住宅に対する固定資産税の減額措置

新築住宅の固定資産税を、新たに課税される年度から3年度分(3階建て以上の耐火・準耐火建築物については5年度分)に限り2分の1に減額する措置の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長された(附則15条の6)。

3 平成21年度税制改正

◆租税特別措置法

(1) 平成21・22年中に取得した土地にかかる譲渡益課税の特例措置

①取得する土地の将来譲渡益にかかる1,000万円特別控除の創設……個人または法人が、平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限る)には、1,000万円の特別控除(所得控除)が適用される(35条の2など)。

②保有する土地の将来譲渡益にかかる課税の繰延べ制度の創設……平成21・22年中に土地を取得した法人または個人事業者については、その土地の取得価額を限度として、その後10年間に他の土地を売却して譲渡益が発生しても、その8割(平成22年取得分については6割)が減額される。減額相当額は、先に取得した土地の価額を圧縮記帳

することにより課税を繰り延べることとされる(37条の9の5など)。

(2) 住宅借入金等特別控除の延長および拡充等

住宅借入金等特別控除について、適用期限が5年延長され、次のとおり拡充された(41条1項・2項、5項)。

一般の住宅

居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
平成21年	5,000万円	10年間	1.0%	500万円
平成22年	5,000万円			500万円
平成23年	4,000万円			400万円
平成24年	3,000万円			300万円
平成25年	2,000万円			200万円

長期優良住宅[※]

居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
平成21年	5,000万円	10年間	1.2%	600万円
平成22年	5,000万円			600万円
平成23年	5,000万円			600万円
平成24年	4,000万円		1.0%	400万円
平成25年	3,000万円			300万円

※長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成21年6月4日施行)に基づく認定を受けた長期優良住宅をいう。

増改築等の場合も、居住者が自己の所有している家屋に増改築等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合には、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるようになった(41条1項。改正前は、自己所有で居住している家屋に限定されていた)。

また、転勤等のやむを得ない事由によって自己の居住の用に供しなくなった場合、その後再び居住した場合には、当初居住年において居住の用に供していたことを証明する書類の提出等一定の要件の下で、再入居

年以降の各適用年において住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるようになった（41条11項・14項）。

(3) 特定の増改築等にかかる住宅借入金等特別控除の特例の延長等

バリアフリー改修工事または省エネ改修工事等にかかる住宅借入金等特別控除の適用期限が平成25年12月31日まで5年延長された（41条の3の2）。また、対象となる断熱改修工事の範囲が拡大された（令26条の4）。

(4) 住宅耐震改修特別控除の改正と住宅特定改修特別控除の創設等

住宅にかかる耐震改修特別控除（税額控除対象金額（上限200万円）の10%をその年分の所得税額から控除する制度）について、次の措置を講じたうえで、適用期限が平成25年12月31日まで5年延長された（41条の19の2）。

① 地方公共団体が作成する耐震改修計画において、補助対象が耐震診断のみの場合を加えるほか、補助金額の下限要件を撤廃する。

② 税額控除の対象となる金額について、改修費用の額と、改修にかかる標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額とする。

一定の居住者が、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に自己の居住の用に供する家屋について、一定の省エネ改修工事・バリアフリー改修工事を行った場合に、その工事費用の額と、当該工事にかかる標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（上限200万円）の10%が、その年分の所得税額から控除される（41条の19の3）。

(5) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設

居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日（平成21年6月4日）から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合、標準的な性能強化費用相当額（上限1,000万円）の10%相当額がその年分の所得税額から控除されることとなった。また、その年分の所得税額から控除しきれない金額がある場合には、翌年分に繰り越して控除できる（41条の19の4）。

(6) 土地の所有権移転登記等にかかる登録免許税の税率の引き下げ

土地の売買による所有権の移転登記および土地の所有権の信託の登記の登録免許税の軽減税率について、平成 20 年度税制改正で 21 年度以後段階的に引き上げることとされていたが、改正前の税率 1000 分の 10 (信託は 1000 分の 2) が平成 23 年 3 月 31 日まで 2 年間据え置かれることとなった (72 条)。

(7) 住宅用家屋の所有権保存登記等に関する特例の延長

住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記または住宅取得資金の貸付け等にかかる抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 2 年延長された (72 条の 2、73 条、74 条)。

◆地方税法

(1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

平成 21 年から平成 25 年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた人について、所得税から控除しきれなかった控除額を翌年分の個人住民税から控除する制度が創設された。控除額は、その年分の所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 9.75 万円) が上限となる (附則 5 条の 4 の 2)。

(2) 住宅・土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例等の延長

住宅・土地の取得にかかる標準税率 (本則 4%) を 3%とする特例措置および宅地評価土地の取得にかかる課税標準を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで 3 年延長された (附則 11 条の 2、11 条の 5)。

(3) 長期譲渡所得にかかる個人住民税の課税の特例

個人が、平成 21・22 年中に取得等をした土地等 (所有期間 5 年超のもの) の譲渡をした場合には、当該土地等にかかる長期譲渡所得の金額から 1,000 万円 (当該長期譲渡所得の金額が 1,000 万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額) を控除することとされた (附則 34 条の 2)。

不動産関連統計の最新データ

◆新設住宅着工戸数（平成 22 年度計・平成 22 年計）

平成 23 年 4 月 28 日に公表された平成 22 年度の新設住宅着工戸数は、81 万 9,020 戸（前年度比 5.6%増）と前年の減少から再び増加となった。

利用関係別戸数をみると、持家が前年度比 7.5%増の 30 万 8,517 戸（4 年ぶりの増加）、貸家が 6.3%減の 29 万 1,840 戸（2 年連続の減少）、分譲住宅が 29.6%増の 21 万 2,083 戸（4 年ぶりの増加）である。分譲住宅のうち、マンションは 29.6%増の 9 万 7,757 戸（前年の減少から再び増加）、一戸建住宅は 19.0%増の 11 万 3,427 戸（4 年ぶりの増加）であった。

また、新設住宅着工床面積も、73,876 千㎡（前年度比 9.0%増）と 4 年ぶりの増加となった（国土交通省総合政策局建設統計室）。

新設住宅着工戸数（戸）と着工床面積（千㎡）の推移（年度計）

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
総戸数	1,285,246	1,035,598	1,039,214	775,277	819,020
持家	355,700	311,800	310,670	286,993	308,517
貸家	537,943	430,855	444,848	311,463	291,840
分譲住宅	382,503	282,632	272,607	163,590	212,083
給与住宅	9,100	10,311	11,089	13,231	6,580
床面積	108,647	88,360	86,344	67,755	73,876

なお、新設住宅着工戸数については、毎年 1 月に公表される年間統計と、4 月に公表される年度統計が出題されている。平成 18～20 年は年度統計、22 年は年間統計だった（21 年は出題なし）が、ここでは念のため、年間統計（平成 23 年 1 月 31 日公表）も掲載しておく。

新設住宅着工戸数（戸）と着工床面積（千㎡）の推移（年計）

	18年	19年	20年	21年	22年
総戸数	1,290,391	1,060,741	1,093,519	788,410	813,126
持家	358,519	314,865	318,511	284,631	305,221
貸家	543,463	441,733	464,851	321,470	298,014
分譲住宅	379,181	294,777	300,021	168,836	201,888
給与住宅	9,228	9,366	10,136	13,473	8,003
床面積	108,815	90,651	90,768	68,324	72,910

◆平成22年の地価動向（平成23年地価公示）

平成23年1月1日時点の地価公示によると、平成22年1月以降の1年間の地価は、全国平均で住宅地△2.7%、商業地△3.8%となるなど、全国的に依然として下落基調が続いたが、下落率は縮小し、上昇・横ばい地点も増加した。この動きは、地方圏よりも大都市圏で、また、商業地よりも住宅地において顕著で、商業地においても地価の下落率が縮小し、住宅地の下落率と大差のない状況に近づいている（平成23年3月18日、国土交通省）。

公示価格の年別変動率の推移（単位：％）

地価公示年 変動率期間		19年	20年	21年	22年	22年
		H18.1.1 H19.1.1	H19.1.1 H20.1.1	H20.1.1 H21.1.1	H21.1.1 H22.1.1	H22.1.1 H23.1.1
住宅地	全 国	0.1	1.3	△3.2	△4.2	△2.7
	三大都市圏	2.8	4.3	△3.5	△4.5	△1.8
	地方圏	△2.7	1.8	△2.8	△3.8	△3.6
商業地	全 国	2.3	3.8	△4.7	△6.1	△3.8
	三大都市圏	8.9	10.4	△5.4	△7.1	△2.5
	地方圏	△2.8	△1.4	△4.2	△5.3	△4.8
全用途	全 国	0.4	1.7	△3.5	△4.6	△3.0
	三大都市圏	3.8	5.3	△3.8	△5.0	△2.0
	地方圏	△2.8	△1.8	△3.2	△4.2	△3.9

◆国土利用の現況（平成20年）

平成20年における我が国の国土面積は、約3,779万haである。この

うち、森林が 2,508 万 ha (66.4%) と最も多く、次いで農用地が 471 万 ha (12.5%) となっており、これらで全国土面積の約 8 割を占めている。

このほか、住宅地 (114 万 ha)、工業用地等の宅地が 188 万 ha (5.0%)、道路が 135 万 ha (3.6%)、水面・河川・水路が 133 万 ha (3.5%)、原野が 28 万 ha (0.7%) などとなっている (平成 22 年版土地白書)。

◆宅地供給量 (平成 21 年度分)

全国の宅地供給量は、昭和 47 年度 (日本列島改造ブーム) にピークに達し、昭和 60 年代以降は毎年 10,000~11,000ha 台で安定していたが、近年減少傾向にある。平成 21 年度の宅地供給量は、全国で 4,400ha (前年度 5,200ha、対前年度比 15%減) と、800ha の減少となっている。その内訳は、公的供給が 900ha (前年度 900ha、対前年度±0%)、民間供給が 3,500ha (前年度 4,300ha、対前年度比 19%減) で、公的供給は前年度とほぼ同じ、民間供給は前年度と比べて 800ha 減少した。

宅地供給の先行指標である開発許可面積と土地区画整理事業の認可面積は、それぞれ 3,098ha (前年度 3,805ha、対前年比 19%減) と 772ha (前年度 914ha、対前年比 16%減) となっている (土地総合情報ライブラリー)。

◆宅建業者数・取引主任者数 (平成 22 年 3 月)

平成 21 年度末 (平成 22 年 3 月 31 日) 現在の宅地建物取引業者数は、前年比 0.9%減の 12 万 6,582 業者 (法人 104,617 業者、個人 21,965 業者) であり、4 年連続の減少となった。

宅地建物取引業者数の推移

	大臣免許	知事免許	合計
平成 18 年度	2,161	129,090	131,251 (+0.3)
18 年度	2,258	128,389	130,647 (△0.5)
19 年度	2,321	127,670	129,991 (△0.5)
20 年度	2,258	125,444	127,702 (△1.8)
21 年度	2,153	124,429	126,582 (△0.9)

※各年度末の数字。カッコ内は前年度比増減率 (%)

平成 21 年度宅建試験の合格者数は 34,918 人、平成 21 年度の取引主任者資格の新規登録者数は 27,705 人である。その結果、平成 22 年 3 月 31 日現在の登録者総数は、前年度比 2.9%増の 86 万 7,501 人（前年度 84 万 2,845 人）となった。このうち、取引主任者証交付者数は 47 万 2,940 人、宅建業に従事している取引主任者の数は約 28 万 724 人である（国土交通省総合政策局不動産課）。

宅建試験の合格者数・取引主任者資格登録者数の推移

	合格者数	新規登録者数	登録者総数
平成 17 年度	31,520	23,993	768,023
18 年度	33,191	27,073	793,400
19 年度	36,203	29,781	821,240
20 年度	33,946	29,695	842,845
21 年度	34,918	27,705	867,501

◆不動産業の動向（平成 21 年度）

平成 21 年 9 月 4 日に公表された財務省「年次別法人企業統計調査」によれば、平成 21 年度の不動産業の売上高は 40 兆 9,764 億円（前年度 38 兆 6,671 億円、対前年度 6%増）であった。

不動産業の売上高・経常利益の推移（単位：億円、%）

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
売上高	344,997 (+3.8)	338,586 (△1.9)	370,946 (+9.6)	386,671 (+4.2)	409,764 (+6.0)
経常利益	23,324 (+7.6)	34,648 (+48.5)	34,265 (△1.1)	29,236 (△14.7)	30,926 (+5.8)

◆指定流通機構の活用状況（平成 22 年度分）

平成 23 年 4 月 20 日に公表された「指定流通機構の活用状況」（不動産流通近代化センター）によれば、平成 22 年度の新規登録件数は 458 万 5,870 件（前年度比 3.6%増）にのぼっている。その内訳は、売り物件が 121 万 3,804 件（前年度比 6.0%増）、賃貸物件が 337 万 2,066 件（前年度比 2.8%

増)で、賃貸物件が全体の70%以上を占めている。

新規登録件数の推移(単位:件、%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新規登録件数	3,112,613 (+10.1)	3,596,205 (+15.5)	4,136,641 (+15.0)	4,426,442 (+7.0)	4,585,870 (+3.6)
売り物件	898,232 (+5.0)	1,112,158 (+23.8)	1,237,061 (+11.2)	1,144,924 (-7.4)	1,213,804 (+6.0)
賃貸物件	2,214,381 (+12.3)	2,484,047 (+12.2)	2,899,580 (+16.7)	3,281,518 (+13.2)	3,372,066 (+2.8)

物件種類別の新規登録件数(売り物件)は、土地が44万5,743件(前年度比1.6%減)、マンションが34万6,871件(前年度比20.2%増)、一戸建住宅が34万5,127件(前年度比6.0%増)と、マンション・一戸建住宅において前年度の件数を上回り、特にマンションは前年度比20%という大幅な増加となった。

また、賃貸物件(居住用・事業用)の新規登録件数337万2,066件のうち、平成22年度は、居住用が301万4,684件(前年度比3.0%増)、事業用が35万7,382件(前年度比20.2%増)と、いずれもわずかながら増加を示した。

